

平成 1 5 年 度 計 画

独立行政法人航海訓練所

独立行政法人航海訓練所 年度計画（平成15事業年度）

国土交通大臣が定めた独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）の中期目標を達成するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条に基づいて国土交通大臣の認可を受けた航海訓練所の中期計画を踏まえ、平成15事業年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

（1） 組織運営の効率化の推進

平成16年度早期からを目標とする組織運営の効率化（5隻体制への再編整理）を推進するため、最新の船舶技術及びITを導入した訓練機材等を装備する「次世代対応練習船」の建造工事を進め、年度内に進水させる。

（2） 人材の活用の推進

理事長、理事2名及び監事2名（うち1名は非常勤）の役員及び466名の職員を確保するとともに、大学等の教育研究機関あるいは海事関係行政機関等の知見を活用し、組織の一層の活性化を図るため、これら機関等との人事交流を推進し、本事業年度の期間中（以下、「期間中」という。）に44名以上の人事交流を図る。

（3） 業務運営の効率化の推進

平成16年度早期からの練習船隊5隻体制における効率的な業務運営を図るため、「次世代対応練習船」の建造及び既存練習船の計画的整備を進める。

具体的には年度中に「次世代対応練習船」を進水させるとともに、本計画2 - （1） - （d）項に基づく訓練機材等の整備を図る。特に、建造後22年が経過する大成丸に対して集中的整備期間を設け、主ボイラの修理等を行い、今後の5隻体制での航海訓練業務に万全を期すこととする。

また、業務運営の効率化を図るため、施設管理業務等の外部委託方法を引き続き検討するとともに、あわせて書類の電子化に向けた対策を推進する。更に、一般管理費について、その抑制に係る職員の意識啓蒙を図るとともに、中期目標期間中の目標を達成するため、期間中に2%程度の抑制を図る。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 航海訓練の実施

独立行政法人航海訓練所法第10条第1号に基づき、実習生に対する航海訓練を実施する。

訓練課程の設定及び実習生の配乗計画は、船舶職員法関係法令を遵守し、また海上安全船員教育審議会の答申等を尊重するとともに、船員教育機関及び海事産業界からの意見を速やかに反映するよう努める。

より実践的で即戦力になり得る航海訓練として、海員学校インターンシップ制度に対応した訓練を計画し実施する。

以上に関連し、期間中に下記の達成を図る。

(a) 訓練課程及び指導要領の見直し

三級海技士養成

平成16年度からの実習生配乗計画の変更に適合させるため、大学及び海技大学校機関科実習生用の訓練課程及び指導要領の見直しを行う。更に、実践的海事英語訓練の充実を図るための調査を継続実施し、訓練方法の確立に努める。

四級海技士養成

平成13年度から調査を継続している内航海運の運航実態を勘案し、四級海技士の訓練課程及び指導要領の見直しを行う。内航海運の運航実態に応じて、内海等狭水域及び狭水路航行に係る訓練を引き続き実施し、より効果的な訓練方法を検討する。

(b) 実習生の適正な配乗計画と受入計画

平成16年度からの5隻体制での最適な配乗を検討し、次年度の配乗計画を策定する。

検討に当たっては、各船員教育機関からの科別、学年別受入実績を踏まえた受入計画、並びに各船員教育機関の養成内容及び関係法令の要件等に留意する。更に海員学校における本科・専修科再編の動き、大学、高専の法人移行後の教育体制等を考慮し、船員教育機関の変化に対応した最適な配乗計画を策定するため、各船員教育機関との調整を継続する。

(c) 訓練の達成目標

再指導等の徹底により、訓練課程の過去5年の修了実績(98%)を維持する。

(d) 訓練機材の整備

技術革新等に対応し、より効果的・効率的な訓練を実施するため、日本丸及び海王丸へのECDIS（電子海図表示装置）演習装置の装備、並びに大成丸及び青雲丸への海事英語研修教材等の装備を図る。また、機関整備実習充実のため日本丸の機関工作室を拡張する等訓練環境の改善を図る。

更に、5隻体制での実習生配乗を踏まえ、多科混乗時における効果的な訓練の実施を図るために必要な訓練機材等の拡充整備を行う。

(e) 意見交換会の開催

社会的なニーズに対応し、より効果的な航海訓練の実施に資するため、船員教育機関及び海事産業界等との意見交換会を8回程度開催する。

(f) 実習生による評価

訓練期間の初期及び末期に用いるアンケート調査を活用し、実習生による訓練評価を実施する。平成15年度の実施対象実習生としては、前年度から引き続いて商船高等専門学校及び海員学校実習生を対象とするとともに、新たに海技大学校実習生を加える。実施回数は年間22回程度とする。また、その結果を航海訓練に反映させる。

(g) 職員研修

職員の職階別、職務別に、延べ30名以上に対し、内部研修及び内航船社を含めた外部の研修実施機関等への委託研修を計画し、実施する。また、洋上で業務に従事する練習船船員に対する外部研修の実施機会が制約されることを考慮し、海事関係諸機関から受入れる研修員の知見を積極的に活用した船内における研修の実施を図る。

国土交通省等の協力を得て、職員1名の海外留学を引き続き実施する。

(h) 安全管理の推進

人の安全確保及び健康保持増進並びに財産及び環境の保全を図るため、管理体制を充実するとともに、各個人の意識啓蒙を図るため、次の事項を実施する。

船舶安全運航管理システムを構成するサブシステムの策定を進め、平成16年度上半期からの試行を目指す。

健康保持増進計画を確立させるため、健康保持増進に係る基本方針及び基本的計画に基づき、年度毎の実施計画を策定し、その活動を推進させる。

会議、季刊紙等を通じて安全衛生及び安全管理に関する意識啓蒙を図る。

(i) 自己点検・評価体制の確立

前年度の内部評価の結果等を踏まえ、航海訓練の実績に係る成果を指標化する手法について試行し、内部評価体制の確立に資する。また、安全な環境維持に関する内部

評価体制の整備に努める。

(2) 研究の実施

独立行政法人航海訓練所法第10条第2号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす独自性を踏まえて実施し、研究成果の航海訓練への活用を図る。

以上に関連し、期間中に以下の達成を図る。

(a) 研究件数

新規項目及び継続項目を合わせて18件程度の独自研究並びに運航技術分野、環境分野及び省エネ分野を中心に新規項目及び継続項目を合わせて15件程度の共同研究を行う。

(b) 研究体制の充実と研究活動の活性化

陸上部門と船間のネットワークを活用して船陸間で連携する研究体制を推進し、前年度設定したグループ研究による研究活動の活性化を図る。また、自己点検・評価としての研究評価を実施し、研究の質の向上を図る。

(3) 成果の普及・活用促進

独立行政法人航海訓練所法第10条第3号に基づき、次の附帯業務の実施を図る。具体的には次の事項の達成を図る。

(a) 技術移転等の推進に関する業務

国内の船員教育機関及び海事関係行政機関等並びに国外の政府機関等の要請に応じ、15機関程度から、合計60名程度の研修員を受け入れる。

国外の政府機関等の要請に応じ、2名程度の船員教育専門家を派遣する。

関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として、延べ19名程度職員を派遣する。

技術移転等を推進するため1件程度の国際会議等に参画する。

(b) 研究成果の普及・活用推進

研究終了項目及び継続項目から6件程度の論文発表並びに5件程度の学会発表を行う。

また、必要に応じて特許等の出願を図る。

(c) 海事思想普及等に関する業務

海事思想普及等に関する次の業務を実施する。

練習船の寄港地における一般公開	25回程度
練習船の寄港地近隣の小中学校児童等を対象とする練習船見学会	15回程度

前年度に実施した、学校授業の総合学習として位置づけた練習船見学会をさらに発展させるよう努める。

(d) 広報活動の推進

広報委員会を積極的に運営すること等により、広報活動をより一層推進する。

必要とされる開示情報を、次の媒体を通し積極的に開示していく。情報公開法等の法令により開示が義務付けられている事項に加え、練習船での最新の訓練状況等を掲載するなど、情報の発信に努める。

官報
パンフレット
リーフレット
広報紙(ナイスティー)
航海訓練レポート(年度実績報告)
ホームページ
研究報告書及び研究発表会

また、練習船の一般公開時を捉え、航海訓練所及び航海訓練に関する広報活動を行う。

3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 自己収入の確保

収受を開始した乗船実習証明書の再発行手数料、運航実務に関する研修の受託料等以外の新たな自己収入の確保について引き続き検討する。

(2) 期間中の予算計画（人件費の見積りを含む。）

区 別	金額(百万円)
収入	
運営費交付金	7,422
船舶建造費補助金	1,176
業務収入	0
その他の収入	1
計	8,599
支出	
業務経費	2,317
船舶建造費	1,176
人件費	4,903
一般管理費	203
計	8,599

[人件費の見積り]

年度中総額 4,036 百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

(3) 期間中の収支計画

区 別	金額（百万円）
費用の部	7,442
経常経費	7,442
業務費	6,525
一般管理費	898
減価償却費	19
収益の部	7,442
運営費交付金収益	7,422
業務収入	0
その他の収入	1
資産見返負債戻入	19
資産見返物品受贈額戻入	19
純利益	0
目的積立金取崩額	0

総利益	0
-----	---

(4) 期間中の資金計画

区別	金額(百万円)
資金支出	8,599
業務活動による支出	7,423
投資活動による支出	1,176
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	8,599
業務活動による収入	7,423
運営費交付金による収入	7,422
業務収入	0
その他の収入	1
投資活動による収入	1,176
船舶建造費補助金による収入	1,176

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、1,200百万円とする。

5. 重要財産の処分計画

次年度に計画する重要な財産処分に関し、その手続きを開始する。

6. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備の整備

「次世代対応練習船」の建造工程計画に従い年度内における進水を図る。

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
航海訓練所練習船 「銀河丸」の代船建造	1,176	独立行政法人航海訓練所 船舶建造費補助金

(2) 人事に関する計画

(a) 方針

業務運営の効率化と人員配置の見直しにより、次年度の人員抑制の具対策を検討する。また、平成18年度からの船員法完全適用に向けて、業務運営の効率化と人員配置の見直しによる人員の抑制の観点に立った予備船員制度について、練習船の運航設備の現状及び即戦力化実習訓練の技法等を勘案し、引き続き具体的に検討し、平成16年度からの試行に備える。

(参考) 期間中の人件費総額見込み 41億円